

北海道東部の竪穴住居跡群調査懇談会開催要領

(平成 28 年 5 月 20 日 教育庁文化財・博物館課長決定)

(平成 28 年 6 月 22 日 教育庁文化財・博物館課長一部改正)

(平成 30 年 8 月 22 日 教育庁文化財・博物館課長一部改正)

(令和 2 年 6 月 26 日 教育庁文化財・博物館課長一部改正)

1 目的

北海道東部の竪穴住居跡群（以下「竪穴群」という）の実態を把握するための調査の実施と、竪穴群の保存活用の推進を目的として、北海道東部の竪穴住居跡群調査懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

2 所掌事項

懇談会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 竪穴群調査に関する事項
- (2) 遺跡の保存と活用を図るため、必要となる事項
- (3) その他必要事項

3 組織構成及び懇談会

- (1) 懇談会は、竪穴群の研究・調査経験を有する識者3名程度で組織し、懇談会の都度、文化財・博物館課長が会議への出席を依頼する。
- (2) 構成員の中から互選された座長が懇談会を主宰する。
- (3) 文化財・博物館課長は、必要に応じ、北海道立埋蔵文化財センターの指定管理者等、竪穴群調査の実施に関係を有する者に懇談会への出席を求めることができる。
- (4) 文化財・博物館課課長補佐（文化財調査係）は懇談会に出席し、意見交換内容を把握して竪穴群の調査に反映させる。

4 運営

- (1) 懇談会は、付属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準（平成28年3月30日付け北海道教育委員会決定）に基づいて運営する。
- (2) 札幌市及び調査への助言等のために適当な場所において、年3回程度開催する。

5 庶務

懇談会の庶務は、教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課において処理する。

附 則

この要領は、平成28年5月20日から施行する。